

プリオン評価書

「米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る
食品健康影響評価」の誤記（27、30 頁）の修正について

修正箇所	食品安全委員会第 732 回会合資料 (修正後)	食品安全委員会第 726 回会合資料 (修正前)
27 頁 表 4 米国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30 か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、<u>脊髄、脊柱</u>（尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く。）及び背根神経節 ・ 全月齢の扁桃及び回腸遠位部 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30 か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊髄（尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く。）及び背根神経節 ・ 全月齢の扁桃及び回腸遠位部
30 頁 8 行目～ 10 行目	<p>IV. リスク管理措置の点検 (略)</p> <p>2. 「生体牛のリスク」に係る措置 (1) 米国 (略)</p> <p>② 国内安定性（国内対策の有効性の評価） (略)</p> <p>b. SRMの処理及び利用実態 (略)</p> <p>除去した SRM を処分する際は、レンダリング処理、焼却又は粗カルボン酸等を用いた変性処理等を行うこととされている(参照 50)。また、CMPAF に含まれる部位については、埋却処分も認められており、ほとんどが埋却処分されている(参照 51)。</p>	<p>IV. リスク管理措置の点検 (略)</p> <p>2. 「生体牛のリスク」に係る措置 (1) 米国 (略)</p> <p>② 国内安定性（国内対策の有効性の評価） (略)</p> <p>b. SRMの処理及び利用実態 (略)</p> <p>除去した SRM を処分する際は、レンダリング処理、焼却又は粗カルボン酸等を用いた変性処理等を行うこととされている(参照 50)。また、CMPAF に含まれる部位 <u>(30 か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊髄、脊柱</u>（尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く。）及び背根神経節) については、埋却処分も認められており、ほとんどが埋却処分されている(参照 51)。</p>

※修正箇所は、第 726 回会合資料におけるページ数。

米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓

に係る食品健康影響評価（抜粋）

29 頁

② 国内安定性（国内対策の有効性の評価）

a. 飼料規制（規制内容）

1989年にBSE発生国からの肉骨粉の輸入を禁止し、1997年には乳動物由来たん白質を反すう動物に使用することを禁止した。ただし、ほ乳動物由来たん白質のうち、牛乳、乳製品、血液、血液製品、ゼラチン、豚由来たん白質、馬由来たん白質、食品及び飼料利用のために加熱した食品残さは、禁止物質（以下米国で反すう動物用飼料への使用が禁止された物質を（1）において「禁止物質」という。）から除かれている(参照 31, 46)。

2009年10月に飼料規制を強化し、動物飼料への牛由来の禁止原料（Cattle Materials Prohibited in Animal Feed: CMPAF）として、ア）BSE検査陽性牛のと体、イ）30か月齢以上の牛の脳及び脊髄、ウ）30か月齢未満又は脳・脊髄が除去された牛を除く食肉検査未実施・不合格のと体全体、エ）CMPAF由来の油脂で不溶性不純物の濃度が0.15%を超える油脂及びオ）CMPAF由来のMRMの、全ての家畜種の飼料及びペットフードへの使用を禁止した(参照 31, 46, 47)。

なお、米国における一般的な飼養形態として、乳牛には、生後15か月齢まで、代用乳や非反すう動物由来のたん白質が給与されることがある。一方、肉牛には動物性たん白質は給与されず、穀物及び牧草主体の飼料を給与されるのが一般的である(参照 48)。

53 頁

① SRM除去

a. SRM除去の実施方法等

と畜工程において背割りが行われており、一般的には、背割り後に脊髄を吸引器によって除去した後、枝肉を温水、冷水等で洗浄している。背割り鋸については、1頭ごとに洗浄している。SRMが適切に除去されていることを検査官（獣医官を含む。）が目視によって確認している(参照 6, 101)。

日本に輸出する牛肉等については、日本が定めるSRMを除去していることが輸入の条件とされている。なお、米国内向けには、30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊髄、脊柱（尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く。）及び背根神経節並びに全月齢の扁桃及び回腸遠位部を除去することを義務付けている(参照 50, 102)。月齢の確認は、歯列判定又は書類の確認によって行う(参照 103)。